

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の<u>5課</u>を置く。</p> <p>[略]</p> <p>生活環境課</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>サイバー犯罪対策に関する企画、調査、指導及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(12) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の<u>6課</u>を置く。</p> <p>[略]</p> <p>生活環境課</p> <p><u>サイバー犯罪対策課</u></p> <p>(生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p><u>(サイバー犯罪対策課)</u></p> <p>第13条の2 <u>サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>サイバーセキュリティに関すること。</u></p> <p>(2) <u>サイバー犯罪対策に関する企画、調査、指導及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>サイバー犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p>								
<p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="145 1957 770 2049"><thead><tr><th data-bbox="145 1957 280 2007">課</th><th data-bbox="280 1957 770 2007">内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 2007 280 2049">[略]</td><td data-bbox="280 2007 770 2049"></td></tr></tbody></table>	課	内部組織	[略]		<p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="834 1957 1460 2049"><thead><tr><th data-bbox="834 1957 970 2007">課</th><th data-bbox="970 1957 1460 2007">内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="834 2007 970 2049">[略]</td><td data-bbox="970 2007 1460 2049"></td></tr></tbody></table>	課	内部組織	[略]	
課	内部組織								
[略]									
課	内部組織								
[略]									

少年課	[略]
生活環境課	サイバー犯罪対策室
刑事企画課	[略]
[略]	
警備課	災害対策室

2 [略]

(副署長)

第41条 警察署（盛岡東、盛岡西、岩手、紫波、花巻、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の警察署に限る。）に副署長を置き、警視以上の警察官をもって充てる。

2 [略]

別表（第44条関係）

1 交番の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
水沢警察署	水沢駅前交番	奥州市水沢区中町
	常磐交番	奥州市水沢区佐倉河
	[略]	
	前沢交番	奥州市前沢区駅東一丁目
[略]		
宮古警察署	[略]	
	山田交番	下閉伊郡山田町中央町
[略]		

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
水沢警察署	佐倉河駐在所	奥州市水沢区佐倉河
	真城駐在所	奥州市水沢区真城が丘二丁目
	羽田駐在所	奥州市水沢区羽田町
	水沢南駐在所	奥州市水沢区中上野町
	[略]	
	生母駐在所	奥州市前沢区生母
	衣川駐在所	奥州市衣川区古戸
	小山駐在所	奥州市胆沢区小山
	南都田駐在所	奥州市胆沢区南都田
	若柳駐在所	奥州市胆沢区若柳

少年課	[略]
刑事企画課	[略]
[略]	
警備課	災害対策室 ラグビーワールドカップ警備対策室

2 [略]

(副署長)

第41条 警察署（盛岡東、盛岡西、岩手、紫波、花巻、北上、奥州、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の警察署に限る。）に副署長を置き、警視以上の警察官をもって充てる。

2 [略]

別表（第44条関係）

1 交番の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
奥州警察署	水沢駅前交番	奥州市水沢中町
	常磐交番	奥州市水沢佐倉河
	[略]	
	前沢交番	奥州市前沢駅東一丁目
	江刺幹部交番	奥州市江刺大通り
[略]		
宮古警察署	[略]	
	山田交番	下閉伊郡山田町飯岡
[略]		

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
奥州警察署	佐倉河駐在所	奥州市水沢佐倉河
	真城駐在所	奥州市水沢真城が丘二丁目
	羽田駐在所	奥州市水沢羽田町
	水沢南駐在所	奥州市水沢中上野町
	[略]	
	生母駐在所	奥州市前沢生母
	衣川駐在所	奥州市衣川古戸
	小山駐在所	奥州市胆沢小山
	南都田駐在所	奥州市胆沢南都田
	若柳駐在所	奥州市胆沢若柳

江刺警察署	愛宕駐在所	<u>奥州市江刺区愛宕</u>
	田原駐在所	<u>奥州市江刺区田原</u>
	伊手駐在所	<u>奥州市江刺区伊手</u>
	米里駐在所	<u>奥州市江刺区米里</u>
	玉里駐在所	<u>奥州市江刺区玉里</u>
	梁川駐在所	<u>奥州市江刺区梁川</u>
	稻瀬駐在所	<u>奥州市江刺区稻瀬</u>
[略]		

3 [略]

愛宕駐在所	<u>奥州市江刺愛宕</u>
田原駐在所	<u>奥州市江刺田原</u>
伊手駐在所	<u>奥州市江刺伊手</u>
米里駐在所	<u>奥州市江刺米里</u>
玉里駐在所	<u>奥州市江刺玉里</u>
梁川駐在所	<u>奥州市江刺梁川</u>
稻瀬駐在所	<u>奥州市江刺稻瀬</u>
[略]	

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。